

平成25年度金融庁調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年6月20日
金融庁

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の達成状況		
1. 情報システム関係経費に関する取組み		7月30日、8月27日、10月4日、12月12日及び1月22日に情報システム調達会議を開催。 「金融庁行政情報化LANシステムの運用支援」他22件の調達予定案件について、調達の必要性等を審議。	情報システム調達会議における審議の結果、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針、随意契約を行う場合の随意契約理由及び契約内容(契約金額)の適切性が確保できた。	○	情報システムのこれまでの検討内容・結果について、他のシステム担当者においても共有することが有用。	実施において明らかとなった課題等を平成26年度金融庁調達改善計画に反映した上で、取組みを継続実施。
	○	過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証。	検証の結果、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針、随意契約を行う場合の随意契約理由及び契約内容(契約金額)の適切性が確保できた。	○		
		情報システムの調達に係る全ての仕様書について、CIO補佐官等(外部有識者)が審査することにより、適切な仕様を確定。	システムの目的・使途が仕様書に適切に反映されているか等の観点から専門的な審査を行うことにより、適切な仕様を確定した。	○	-	取組みを継続実施。
	○	金融庁行政情報化LANシステムについて、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象事業としてを受け、国庫債務負担行為を活用し複数年(25年度から5年間)一括調達を実施し、一般競争入札(総合評価落札方式)に移行することで、経済性・競争性とサービスの質の向上を図る。	民間競争入札実施要項の作成にあたっては、以下のような入札監視小委員会の指摘を反映させることにより、サービスの質の向上を確保した。 ○現行運用支援事業者から次期運用支援事業者への業務引継ぎについて、金融庁が現行運用支援事業者に対して必要な事務引継ぎを行うように指導する旨を記載すべき。	○	-	取組みを継続実施。
		主な情報システムに係る調達の発注見通しを半年毎に金融庁HPに掲載することにより、競争性の確保による調達費用の削減を図る。	案件及び発注時期を公表することにより、事業者の参入立案に寄与し、競争性の確保が図られた。	○	-	取組みを継続実施。
		主な情報システムの運用支援に係る調達仕様書にSLA(サービスレベル・アグリーメント)の条項を盛り込むことにより、作業範囲・水準を明確化し、品質の確保を図る。	契約相手方が提供するサービス内容と範囲、品質に対する要求水準を明確化することにより、品質の確保が図られた。	○	-	取組みを継続実施。
		全ての情報システムの調達にあたって、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討することにより、情報システムの開発、運用、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図る。	複数年度契約による事務量の削減並びに情報システムの開発に係る全体費用の低下が見込まれる。	○	-	取組みを継続実施。
2. 庁費類(汎用的な物品・役務)に関する取組み		下記(1)～(7)のとおり。	下記(1)～(7)のとおり。	○	-	(1)～(7)の取組みを継続実施。
(1) 事務用消耗品について、以下の①～④の取組みを実施し、スケールメリットを図るとともに、競争性の確保及び調達数量の削減に努める。		下記①～④の取組みを実施。	下記①～④のとおり。	○	-	①～④の取組みを継続実施。
① 文部科学省、会計検査院との共同調達の実施。		事務用消耗品(文具、OA用品、雑貨)、防災用備蓄品等について、文部科学省等と共同調達を実施。	文部科学省等と17件の共同調達を実施。そのうち、文具、OA用品、雑貨等の事務用消耗品(定期消耗品)については、背幅伸縮ファイル、付箋紙等の9品目を追加。また、新規に防災用備蓄品の共同調達を実施。	○	-	取組みを継続実施。
② 発注単位の集約。		主要な消耗品については、月単位で集約し、発注を実施。	発注事務量の軽減を図るとともに、調達コストの削減が見込まれる。	○	-	取組みを継続実施。
③ 競り下げの実施及び金融庁HPでの周知。		以下の2品目2件の競り下げを実施。 ①事務用消耗品(OA)一式(1件、2.6百万円) ②トナーカートリッジ類一式(1件、4.5百万円)	・事務用消耗品(OA)一式については、参加事業者2者から延べ2回の価格提示があり、最終提示価格は開始価格から0.9%減となった(中小企業者が落札)。 ・トナーカートリッジ類一式については、参加事業者2者から延べ2回の価格提示があり、最終提示価格は開始価格から0.5%減となった(中小企業者が落札)。	○	競り下げを実施する際に、業者が札を入れることに終了時間が自動延長されるため、最終提示価格が決定するまで業者が拘束されることから、今後の競り下げには参加しないと意思表示した業者が複数いた。	経費の削減効果が希薄となっていることから、事務コストを踏まえ、26年度においては実施しない。
④ 適正な在庫数等の把握。		定期的に購入する消耗品について、各部署の在庫数の調査を実施(6月13日)。	在庫数の調査を行った18品目について、在庫を有効活用することにより、必要最小限度の発注とした。	○	-	取組みを継続実施。
(2) 携帯電話通話料について、使用状況に応じた契約形態に見直し、最も安価と見込まれる料金体系を選択する。		各機器の利用実績に即してより低廉な料金プランを利用するように、3ヶ月ごとに契約形態の見直しを実施。 また、余った無料通話料を他の機で分け合えるよう、グループ化を実施。	携帯電話ごとの使用状況に応じた契約形態を定期的に見直すことにより、最も安価と見込まれる料金体系を選択した。	○	-	取組みを継続実施。
(3) 事務用什器について、以下の取組みにより、スケールメリット及び競争性の確保に努める。		下記①、②の取組みを実施。	下記①のとおり。	○	-	取組みを継続実施。
① 発注単位を集約。		異動期や新規需要の必要数を把握した上で、調達を実施。(6月24日)	事務用いす・机等について集約。	○	-	取組みを継続実施。
② 金融庁HPに掲載の上、競り下げを実施。		該当案件なし。	-	○	競り下げを実施する際に、業者が札を入れることに終了時間が自動延長されるため、最終提示価格が決定するまで業者が拘束されることから、今後の競り下げには参加しないと意思表示した業者が複数いた。	経費の削減効果が希薄となっていることから、事務コストを踏まえ、26年度においては実施しない。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の達成状況		
(4) ポスター・パンフレット類の印刷について、以下の取組により、スケールメリット及び競争性の確保に努める。		下記①、②の取組を実施。	下記①のとおり。	○	—	①、②の取組を継続実施。
① 発注単位を集約。		年間を通して継続して発生する印刷については、年間分を一括して発注。	件数削減による事務量の軽減及びスケールメリットによるコストの削減が見込まれる。	○	—	取組を継続実施。
② 金融庁HPに掲載の上、競り下げを実施。		該当案件なし。	—	○	競り下げを実施する際に、業者が札を入れることに終了時間が自動延長されるため、最終提示価格が決定するまで業者が拘束されることから、今後の競り下げには参加しないと意思表示した業者が複数いた。	経費の削減効果が希薄となっていることから、事務コストを踏まえ、26年度においては実施しない。
(5) コピー機保守について、仕様書作成の際に、意見招請を実施し、入札の参入要件を緩和することにより、競争性の確保による調達単価の引き下げに努める。	○	複合機の調達の際に意見招請を実施し、その意見を反映し仕様要件を緩和。	一者応札とならないよう競争性を確保し、結果2者の応札とすることができたが、従来の契約単価と同額となった。	○	—	取組を継続実施。
(6) コピー用紙等について、以下の取組により、コピー用紙等の使用量の節減に努める。	○	下記①～⑤の取組を実施。	下記①～⑤のとおり。	○	—	①～⑤の取組を継続実施。
<コピー機及びプリンター> ① 白黒印刷や両面印刷、集約印刷等の活用を励行。	○	庁内のポータルサイトにて、白黒印刷や両面印刷、集約印刷等の活用を励行。	<コピー機> 比較可能な平成25年8月～26年3月分の両面印刷等の利用率は、平成24年度同期間に比して、73.3%から76.0%に上昇。	○	—	取組を継続実施。
<コピー機及びプリンター> ② 各コピー機やプリンターを使用する際の、A4サイズ1枚あたりのコストについて、各機器に明示。	○	各コピー機やプリンターを使用する際の、A4サイズ1枚あたりのコストについて、各機器に明示。	<プリンター> 比較可能な平成25年8月～26年3月分の両面印刷等の利用率は、平成24年度同期間に比して、29.9%から33.5%に上昇。	○	—	取組を継続実施。
<コピー機及びプリンター> ③ 各コピー機やプリンターの使用について、把握可能な課室毎の使用量(全枚数、うち両面・集約印刷ごとの枚数等)について、毎月の実績を庁内のポータルサイトに掲載。	○	各コピー機やプリンターのうち、把握可能な機器の課室毎の使用量(全枚数、うち両面・集約印刷ごとの枚数等)について、毎月の実績を庁内のポータルサイトに掲載。		○	—	取組を継続実施。
<プリンター> ④ 機能上可能なプリンターについて、基本設定を「片面印刷」から「両面印刷」に変更。	○	庁内のポータルサイトにプリンターの設定要領を掲載し、両面印刷への変更を励行。		○	—	取組を継続実施。
<プリンター> ⑤ 印刷時のトナー使用量を低減化するトナーセーブ機能を基本設定とすることもできるようにした。	○	庁内のポータルサイトに設定要領を掲載、変更を呼びかけ、トナー使用量を節減。	トナー発注量について、平成24年度の545本から437本へ108本の減少。	○	—	取組を継続実施。
(7) 主な庁費類について、調達の発注見通しを半年毎に金融庁HPに掲載。		平成25年度上半期、下半期分の発注見通しについて、それぞれ5月及び10月に金融庁HPへ掲載。	案件及び発注時期を公表することにより、事業者の参入立案に寄与し、競争性の確保が図られた。	○	—	取組を継続実施。
3. 一者応札に関する取組						
以下の取組により競争性を確保。		下記①、②の取組を実施。	下記①、②のとおり。	○	—	①、②の取組を継続実施。
① 一者応札となった案件について、応札不参加者から理由を聴取、分析。		「一者応札等事後調査シート」を作成し、応札不参加者から理由等を聴取、分析。	応札不参加者から聴取した意見を分析し、調達の際の仕様書に反映させることが可能となった。	○	—	取組を継続実施。
② 主な調達発注見通しを半年毎に金融庁HPに公表。		平成25年度上半期、下半期分の発注見通しについて、それぞれ5月及び10月に金融庁HPへ掲載。	平成25年度に実施した入札件数に占める一者応札件数割合は、平成24年度の37.6%から34.7%へ改善。	○	—	取組を継続実施。
4. 公益法人に関する取組						
入札の仕様を精査することにより、公益法人のみの応札とならないように注視。		入札の仕様を精査することにより、公益法人のみの応札とならないように配慮。	2案件について、それぞれ公益法人2者による応札となった。 ・定期健康診断業務 ・「銀行監督者セミナー」に係る運営業務 なお、平成24年度に公益法人のみの参加となった企画競争の2件について、平成25年度より一般競争入札(総合評価落札方式)に移行した。	○	—	取組を継続実施。
公益法人との契約について、金融庁HPに公表し、透明性を確保。		公益法人との契約実績について、毎月金融庁HPに掲載。	公益法人との契約実績を金融庁HPに掲載することにより、透明性を確保。	○	—	取組を継続実施。
5. その他公共サービス改革プログラムで掲置された取組等						
人事評価を通じた職員の意識改革を行うことにより、公共サービスの質の向上、経費・無駄の削減等を推進。		効率的な業務運営を行った者が適切に評価されるような人事評価のスキームを確立。	公共サービスの質の向上及び経費・無駄削減等の推進。	○	—	取組を継続実施。
計画的な人事運営及びマニュアル等の整備により、職員の調達事務に関する専門性を向上させ、事務の効率化を推進。		調達事務に関する専門性を向上させるため、計画的な人事運営を実施。 また、会計に関するマニュアルを整備。	調達事務に関する専門性の向上による事務の効率化。	○	—	取組を継続実施。
出張旅費について、以下の取組により効率化を図る。						
① 一部業務の民間委託 ② 割引制度の最大限の活用 ③ 出張バック商品の最大限の活用		①チケット手配業務を旅行代理店に委託済。 ②割引制度の活用を原則実施。 ③チケット手配委託業者を介してバック商品の活用を実施。	旅費の削減及び出張者・庶務担当者の事務負担軽減。	○	—	取組を継続実施。
内部監査の活用について、本計画の進捗を随時把握、必要に応じ検証のうえ手法等を改善することにより、本計画の硬直化を防止。		四半期毎の内部監査において、本計画の進捗を検証。	本計画の進捗を管理することにより、硬直化を防止。	○	—	取組を継続実施。
ポータルサイトに仕様書の模範例を掲載することによる、事務の効率化及び品質確保。		「情報システムに係る政府調達の基本指針」を、ポータルサイトに掲載。	仕様書の記載事項等について、ポータルサイトに掲載することにより、事務の効率化及び品質確保が図られた。	○	—	取組を継続実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の達成状況		
少額随意契約について、件数・調達金額を集計・分析し、適切な見直しを検討。		少額随意契約について、過去の発注状況を分析し、発注単位の集約を実施。	発注事務量の軽減を図るとともに、調達量を集約することにより、調達コストの削減が見込まれる。	○	—	取組みを継続実施。
カード決済について、国内取引への導入を検討。		内閣府においてカード決済に関する府省共通の手続きを整備中。	—	—	—	府省共通の手続きの整備状況を踏まえ、必要に応じ取組みを実施。
ネットオークションについて、府省共通の手続きの整備状況を踏まえ検討。		内閣府において「公共サービス改革プログラム」に基づく府省共通の手続きの整備中。	—	—	—	府省共通の手続きの整備状況を踏まえ、必要に応じ取組みを実施。
6. 競り下げに関する取組み		以下の2品目2件の競り下げを実施。 ①事務用消耗品(OA)一式(1件、2.6百万円) ②トナーカートリッジ類一式(1件、4.5百万円)	・事務用消耗品(OA)一式については、参加事業者2者から延べ2回の価格提示があり、最終提示価格は開始価格から0.9%減となった(中小企業者が落札)。 ・トナーカートリッジ類一式については、参加事業者2者から延べ2回の価格提示があり、最終提示価格は開始価格から0.5%減となった(中小企業者が落札)。	○		競り下げを実施する際に、業者が札を入れることに終了時間が自動延長されるため、最終提示価格が決定するまで業者が拘束されることから、今後の競り下げには参加しないと意思表示した業者が複数いた。
7. 調達の推進体制		行政事業レビュー推進チームにおいて、本計画のフォローアップを実施。	本計画の進捗状況を管理するとともに、更なる調達の改善を図る。	○	—	取組みを継続実施
外部チェック体制については、外部有識者に調達の状況及び計画の内容を説明し、様々な意見を聴取し、更なる調達の改善を図る。		金融庁行政事業レビュー外部有識者会(6月26日開催)において、本計画の取組状況を外部有識者に説明。	外部有識者がチェックを実施することにより、本計画の硬直化を防止。	○	—	取組みを継続実施
各局課室の実務担当者は、必要に応じて会合を開催し、その結果を適宜、行政レビュー推進チームへ報告。		行政事業レビュー推進チームに報告すべき案件は生じなかった。	—	○	—	取組みを継続実施
8. 進捗把握・管理等		月毎を基本に進捗状況を管理。	月毎を基本に本計画の進捗状況を把握することにより、硬直化を防止。	○	—	取組みを継続実施。
9. 自己評価の実施		上半期時点については、10月末に実施。 年度末時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表(本件)。	計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表することにより、本計画の硬直化を防止。	○	—	取組みを継続実施。
10. その他		本計画に関する取組状況等について、金融庁HPに公表。	取組状況の透明性を確保。	○	—	取組みを継続実施。
調達情報については、引き続き適切な開示を行うとともに、主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載するなど、更なる情報の開示に努める。		月毎の調達情報及び半期毎の主な調達の発注見通しを金融庁HPに掲載。	月毎の調達情報を開示することにより、一者応れの改善や透明性を確保。 また、半期毎の主な調達の発注見通しを公表することにより、事業者の参入立案に寄与し、競争性の確保が図られた。	○	—	取組みを継続実施。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	平成25年度に開始した取組				
○	公開見積合せ(オープンカウンタ方式)を導入。	平成25年9月末に導入し、6件実施。 更なる競争性、公平性、透明性が確保され、経費の削減に寄与した。また、新規業者の開拓に寄与した。(新規に2者が参入。)	—		取組みを継続実施
○	エントランスに調達情報コーナーを設置(オープンカウンタコーナーに併設)し、入札説明書を配布。	平成26年3月に導入。 庁舎内に入館することなく、手軽に入札説明書を手取することができることから、更なる競争性、公平性、透明性が確保され、経費の削減が期待できる。 また、新規業者の参入が期待できる。	—		取組みを継続実施

外部有識者からの意見聴取の実施状況

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○既存の調達改善計画に新規の取組みを追加し、着実に実施していることは高く評価できる。</p> <p>○調達改善計画の取組みの効果を検証し、効果が薄いものについては計画を見直すなど、PDCAサイクルをしっかりと回すことが重要。</p> <p>○情報システム調達に係るこれまでの検討内容・結果について、他のシステム担当者においても共有し、より一層活用する取組みは重要。こうした取組みが実質的に機能するよう運用を工夫すべき。</p>	<p>○引き続き調達改善計画の取組みの効果を随時検証し、調達改善計画に確実に反映させる。</p> <p>○平成26年度より、各情報システムの過去からの検討内容・結果を他のシステム担当者とも共有する仕組みを構築することにより、調達改善に係る知見の有効活用を図る。</p>